

競技スポーツの意図的ルール違反をめぐる議論¹

近 藤 良 享 (中京大学)²

1. はじめに

本稿は、競技スポーツにおける意図的ルール違反について、これまでどのような議論が展開されてきたかをレビューしつつ、この問題への理解を深めることを目的とする。

意図的ルール違反は、競技スポーツの場においては日常的であり、とりたてて問題化することは希である。しかしながら、時には新聞紙上を賑わす論議となる場合もある。例えば、元日本代表のプロサッカー選手が、「DFにとって反則は必要なプレイである」と、防御のための意図的ルール違反を容認するかの主張を行ったところ、その主張に反して別の選手が「プレイはクリーンでいきたい」と、反意図的ルール違反を宣言したために物議を醸した（朝日新聞、2003年4月22日朝刊）。前者は、俗にいう、「プロフェッショナル・ファウル」を指し、後者は、「フェアプレイ」に該当するだろうか。

先行研究を概観すると、スポーツ・ルールとは何かについて、その理解が十分ではないために、いかなるルール違反もスポーツそのものを崩壊させるかのような主張もあるし、他方で一定のルール違反は、「ゲームの一部」という主張もある⁷⁾。こうした意見に正否、あるいは正誤を語るには、ルールそのものについて考察してみる必要がある。なぜなら、後述するようにスポーツ・ルールは、様々な種類や機能・働き

があり、ルール一般として理解、解釈するだけでは難点があるからである。

そこで、先ず、社会一般のルールとスポーツ・ルールを分類する。次に、スポーツ・ルールを構成的ルールと規制的ルールに分けて考察して、各々のルール違反の相違を明らかにする。さらに、意図的ルール違反に対する2つの立場、すなわち形式論（formalism）とエートス論（ethos theory）について、スポーツ倫理学者のW. フレイリーの2つの論文を手掛りに（Frleigh^{4), 5)}考察を進め、意図的ルール違反をめぐる諸論をレビューする。最終的には、意図的ルール違反を防ぐための罰則強化についても私見をのべ、本稿のまとめとしたい。

2. 社会一般のルールとスポーツ（構成的）ルール

社会には実に様々なルールがある。それは、ホッブスが個々人の欲望のままに放置しておく、「自然状態」を招来させ、社会そのものの秩序が崩壊する。そのために様々な約束事としてのルールが存在する。

では、その社会一般にあるルールとスポーツ・ルールとはどのような相違があるのだろうか。まずは、社会一般のルールから見てみよう。

¹ Intentional Rules Violations in Competitive Sport

² Yoshitaka KONDO, School of Health and Sport Sciences, Chukyo University, 101 Tokodachi, Kaizu, Toyota 470-0393

2-1 黒田による社会一般のルールの種類

英米哲学者である黒田亘は、バイヤー(K. Baier)を参考に^{*1)}、ルールを以下の五種類に分けている(黒田¹¹⁾ pp.20-22)。

明文化されたルール

これは国や地方自治体の法律・法令、交通規則、社則や校則、保険の約款、スポーツや趣味のクラブの入会規則といった明文化されたルールを指す。この種のルールは、概して遵守と違反の区分が明確で、違反に対する罰則も制定されていることが多い。

慣習的ルール

これは の種類のルールとは異なり明文化されていないが、ある集団の内部で慣習的に遵守されているルールを指す。例えば、行儀作法、挨拶の仕方、近所づき合いの仕方、冠婚葬祭における相互協力がこれに当たる。この種のルールに適合する行為や行為者に対しては、周囲が好意的な態度で、逆にルールに反するものには、反対の態度で臨むため、ルールを維持、強化する社会的な圧力となる。また、 のルールとこの種のルールの境界は必ずしも明確ではない。なぜなら の成立が のルールを前提にして明文化されるからである。

私的ルール

これは個人的、私的な生活上のきまり、すなわち格率(マクシム)と呼称されるものである。例えば、酒量の限定、人との接し方といったルールが該当する。また、 のルールとの差異は、はその制定者と被制定者とが別個の存在であるのに対し、このルールは両者が一致する。

実用的ルール

これは一定の技能や技術の習得のための心得、手引き、教則といった種類のルール、つまり、実践的知識を要約したものである。このルールは、それに反したとしても罰則等はなく、できれば左右されるだけである。

ゲーム・ルール

この種のルールは、スポーツ(ゲーム)の規則

が典型であり、特に「構成的ルール」(constitutive rules)と呼ばれる。サッカーの試合を行うといった活動は、サッカーのルール体系に基づいてはじめて成立する。よって、サッカーの構成的ルールに無知、無関心な人ならば、その人はサッカーをプレイしようとしているとは言えない。

スポーツ・ルールは、黒田の上記の分類のに該当している^{*2)}。さらに黒田は、スポーツ・ルールの基本的性格は、新たな行為体系を創造することであり、実生活の営みに対して明確に限界づけられた活動の局面を開示しているとも指摘する(黒田¹¹⁾ pp.23-24)。この黒田の主張に与すれば、スポーツ・ルールは、日常と非日常とを峻別し、日常とは別の時間・空間を設定し、当該スポーツに携わる関係者間の恣意的、操作的な合意という性格を有していると言えるだろう。

2-2 構成的ルールと規制的ルールとの相違

スポーツ、特に競争スポーツは、当事者間のルール設定が競技の前提である。よって、このスポーツに参加しようとするれば、参加者は、当該スポーツの競技規約(constitutive rules)と参加規約(regulative rules)に従わなければならない。2つの規約の順守があつて初めて、そのスポーツをスポーツとして存在させている。

前者の競技規約は、黒田が述べた(の)のように、構成的ルール(constitutive rules)と呼ばれる。そこでは、当該スポーツの中で使用可能な行為、使用できず禁止される行為が規定され、その規定の枠内において、当該スポーツにおける技能や戦術が生み出される。構成的ルールの規約の中に、その競技の目標や認められた技能や戦術が明示してあることによって、当該スポーツへの参加者は、同一の課題に向かうことができるし、その相互比較ができるように保証されている⁴⁾。

後者の参加規約は、先に挙げた黒田の例では、の規制的ルール(regulative rules)と呼ば

れるが、それは当該スポーツ世界を確立・維持・促進するために設けられている。ただし、構成的ルール、規制のルールとも、スポーツ世界内の一種の約束事（私法的性格）である。約束事である以上、それらは変更できないものではなく、当然変更可能である。このことは現実をみれば明らかで、特に教育機関レベルでのスポーツ実践では構成的ルールを参加者のレベルに応じて変更しているし、規制のルールも競技者レベル、競技規模など必要に応じて変更されている。

では、構成的ルールと規制のルールは、本稿における意図的ルール違反の問題とどのように関わるだろうか。

周知のように、スポーツの場面には、選手の意図・無意図を問わず様々なルール違反行為が生じる。例えば、バスケットボールのゲームにおいて、フリー状態でシュートしようとしている選手を押ししたり、抜き去ろうとする選手をつまづかせたりする。また、サッカーでは、意図的ルール違反に伴うペナルティー・キックを承知で、相手のシュートを手で阻止したりする場合がある。さらに、バレーボールでワンタッチ・ボールをあたかもボールに触れていないかのように偽ったり、用具を用いる競技種目では、当該用具を改変して自らに有利になるようにする場合もある。

このような意図的ルール違反には、時代や地域によって、慣習的に容認されている場合もある。試合場面で「よいファウル」、「プロフェッショナル・ファウル」と言われる場合がそれである。意図的ルール違反は、慣習的容認・否認を問わず、上述の構成的ルールに対するルール違反であることは明らかであるが、その反面、実際場面では頻繁に起こっている。

しかし、この構成的ルール違反とは異なるものがある。例えば、禁止薬物使用および禁止方法によるパフォーマンス向上、所謂、ドーピングは、当該スポーツの構成的ルールに反した行為ではなく、世界アンチ・ドーピング機構

（World Anti-doping Agency 以下、WADA）が禁止したドーピング禁止規程、つまり規制のルールに反した意図的ルール違反である。

1968年のドーピング禁止規程の発効以後、オリンピック、世界選手権レベルの場では時々、陽性反応によるドーピング違反が摘発され、2年間の出場停止処分が課せられる。例えば、陸上競技百メートル競走において発覚したドーピング陽性の選手を考えると、彼・彼女は、陸上競技百メートル競走の構成的ルールに反したのではない。つまり、彼・彼女だけが別の選手より短い距離を走ったり、特殊な用具を着装して競走したのではない。彼・彼女らも他の選手と同様に、構成的ルールに従い、Aというスタート位置から全員が同時に出発し、百メートル離れたB地点までを競走し、彼・彼女が最も速くB地点に到達したのである。

この事例から理解できるように、ドーピング禁止規程への違反は、当該スポーツの構成的ルールに反する行為ではなく、競技団体が従うWADAの定めた参加規約に反した行為となる。

2-3 構成的ルールの条項

構成的ルールについて、若干の補足をしておく。

構成的ルールは、当該スポーツが何を行うものかが記載されている。またそれは、時代、場所によって変化し、一般的には、細分化の方向で明文化されていく。細分化の方向性は、明文化されたルールがもつ基本的性格とスポーツ技術の高度化と深く関わる。

例えば、ハート（H.L.A.Hart）が指摘したように（ハート^{6）} p.139）、明文化されたルール、つまりここで論じている構成的ルールには、「開かれた構造（an open texture）」という基本的性格があり、「境界線上の不確定さというもの」が、事実問題に関してどんな伝達の形態をとったとしても、一般的分類用語を使用するかぎり支払わなければならない代償」（ハート^{6）} p.139）を有する。

また、守能もルールの可変性を指摘したように¹⁵⁾、1つの技術領域の科学や技術を駆使して、さらに新しい技術が考案され、記録の更新へと人々は向かうのである。

このようなルールの膨張性と可変性という性格を認めた上で、基本的に構成的ルールには、当該スポーツの競技要件が記載されている。そこには、一般的に、特定区域、継続時間、暗黙の目標、手段、用具・用品、評価方法、罰則が含まれている。

ゴルフを例に挙げれば、以下ようになる（Fraleigh³⁾ pp.68-69）。

特定区域：各ティー・グランドから各グリーン上の穴（ホール）まで区域。

継続時間：完結するためのホール数（例えば18ホール）と、各ショットを打つまでの時間が制限されている。

暗黙の目標^{*3)}：ゴルフ・ボールを穴に入れることである。

手段：ゴルフクラブでボールを打つ。

用具・用品：認められた材質のクラブと、ある仕様を満たすボールが使用される。

評価方法：最も少ないストローク数の参加者が最も優れた参加者と評価される。

罰則：（例）ボールを無くした参加者にその度に罰則が課せられる。

以上のように、特定の時空間、競技の定義（目的）、手段、評価などから構成されるルール、つまり、構成的ルールによって、参加者らは互いに共通の達成すべき課題を前了解し、同じ条件下に置かれて、プレイ（競技）できるのである。

3．構成的ルール違反の種類

ルール違反を行為者の意図性の有無によって大別すると、無意図的ルール違反と意図的ルール違反に分けられる。

＜三種類のルール違反＞

無意図的ルール違反

意図的ルール違反その1（審判員への発覚、罰則を回避）（チーティング）

意図的ルール違反その2（審判員への発覚、罰則を予期、了解）

無意図的ルール違反（ ）とは、偶然の（accidental）、無関心の（indifferent）、無知の（unknown）ルール違反が挙げられる。この種のルール違反は、試合の質を低下させると言えども倫理上問題があるとは言えない。なぜならば、倫理的批判の対象は、意図的行為に限定されるからである。ただし、無意図的であっても重大な怪我を生じさせた場合は、道義的責任に伴う処置は必要である。また、試合の質的向上には、この種のルール違反を減少させるために個々の技能を向上させたり、ルールの学習が欠かせない。

だが、スポーツにおける問題性という視点からは、無意図的ルール違反ではなく意図的ルール違反に焦点が当てられる。

ここでの意図性について若干説明する。参加者間での相互判定（審判）の試合は別として、一般的には第三者の審判員がルール違反の判定を行う。この第三者に判定を委ねる場合、審判員は行為した当事者自身ではないため、ルール違反を意図的に行ったか、それとも偶然に生じたのかを正確には判断できず、主観的判断によって、行為者の意図性を判定しているにすぎない。第三者が判定する以上、判定過誤は不可避免である。無意図であっても有意図と判定される場合もあれば、逆も生じ得る。

とはいえ、意図性の有無を正確に判定できるのは、違反行為を行った行為者自身である。行為者自身であれば、意図性の有無は第三者の判定がどのようなものであれ正確に判定できるのである。ここでは、行為者自身の意図的ルール違反に直接的な関心があり、第三者が判定した意図性とは別の行為者自身のそれを対象としている。意図性の有無を行為者自身に委ねれば、

最も正確に意図的ルール違反と無意図的ルール違反が判定できる可能性を保持しつつ、意図的ルール違反について考察する。

意図的ルール違反は二つに大別できる。すなわち、審判員への違反行為の発覚を回避しかつ罰則を逃れようとする行為（ ）と、違反行為の発覚は予期しかつ罰則を覚悟する行為（ ）である。前者の意図的に発覚回避しようとするルール違反は、審判員がルール違反行為の過誤することを願い、可能であれば罰則を甘受したくない行為であり、後者は、審判員の摘発を予め予測し、罰則を覚悟して行う意図的ルール違反である。

発覚回避と発覚覚悟の意図的ルール違反に、行為結果からみれば差異が生じる。明らかに、発覚覚悟のルール違反は発覚回避のそれよりも罰則となる確率が高い。そのため両者の差異を検討しなければならない。しかし、前述したように、第三者が判定を下す場合、行為者が発覚回避を願ってそれが成功する場合もあればそうでない場合もあるし、発覚覚悟のルール違反であっても、可能性としては過誤される場合も残されている。

意図的ルール違反であっても、の発覚回避の違反的な行為は、一般的に、チーティング（cheating：いかさま、不正）と言われ、第三者の判定によって看過されれば、試合そのものがアンフェア状態を招くことになる。成功裏に実施されたチーティングは、罰則も受けることなく、試合の中で、意図的ルール違反が違反ではなく単なるプレイとして埋没することになる。

こうしたの意図的ルール違反には、以下に展開する2つの主張、立場があって、その賛否は二分されている。

4. 意図的ルール違反の形式論 (formalism) とエートス論 (ethos theory)

以下のような意図的ルール違反に対する一般

的言明に異議を申し立てる主張がある。すなわち、「構成的ルールに対する意図的ルール違反は、その行為に対して罰則規定が明記されているので構成的ルールの範囲内にある。このような行為は、試合を破壊するものではなく一種の戦略である」^{12,13)}という言明である。別言すれば、構成的ルールの働きによって形式面は補償されるため問題はないという主張である。確かに、ルール違反者の行為(意図性を問わず)によって、仮にけが人が出て、その人が競技し続けられなければ、選手交代が可能であるし、そのルール違反者には罰則が課せられ、その後のプレイに制限、制約が加えられる。

しかし、フィーツェル (R.M.Feezel) が言うように²⁾、形式面での補償があればルール違反を行った行為者に問題はないのだろうか。これが形式論 (formalism) と呼ばれる立場となって現れる。

4-1. 意図的ルール違反の形式論

スポーツにおける意図的ルール違反への容認傾向には、形式論の立場から、以下のような異議、反論が寄せられる。

同一課題の崩壊

第一に課題の同一性を崩す。つまり、構成的ルールの原則は、ただ課題が同一であるか否かである。参加者同志が既存ルールの受諾・変更により同意して対戦すれば、同一の課題性が保証されるが、ある特定の参加者だけが、ルール変更を対戦相手との同意なしに行えば、同一の課題という原則が崩れるのである。

禁止ルールの設定は、主として当該スポーツの本質に反しないように、安全面や面白さといった観点から行われる。構成的ルールが非日常的な行為からなるスポーツを成立させるという性質を有しているために、そのルールは同意の上で決定される。当該スポーツへの参加者が既存の構成的ルールの一部変更あるいは全面的変更により同意すれば、ある種のスポーツ、新しい

スポーツとして成立する。但し、そこでのスポーツが同意者以外の他の参加者に合意されるか否かは別の問題であるが、それへの同意者間では、他者から見れば変質したスポーツであっても、スポーツであることには変わりはない。

しかし、意図的ルール違反の場合、開始前に意図的ルール違反は容認するという変更への同意を行わず、相手とのルール遵守の同意を一方的に変更している。課題が同一でなければ真の試し合いが成立せず、試合を行っていないことになる。誠実に相手との約束事を遵守している対戦相手からすれば、意図的ルール違反は可逆性の原理に反している。

ルール設定意図への背理

第二に、禁止行為を設定するルールの精神に反する。つまり、ルール違反を禁止するルールは、その行為の意図性の有無を問わず、当該スポーツからその種の行為を減らそうとする意図をもって制定されている。

例えば、バスケットボールで身体接触を禁じるルールは「身体接触がないこと」がバスケットボールというスポーツの本質であると同時に、安全面の配慮が意図されている。もしこれを許せば、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等々の他のスポーツとの差異が薄れるのである。

また、所謂、「24秒ルール(ショットクロック)*⁴⁾」はリードしているチームの時間稼ぎを防止して、積極的な攻防を推進しようとしている。勿論、このルールを逆手にとって、制限時間の終了間際まで攻撃を遅延させるという戦術が生まれるが、本来、24秒ルールの設定は、可能ながぎり速やかに攻撃せよという意味であって、24秒まで攻撃しなくてもよいと解釈されるべきではない。

ルール設定には設定の意図(禁止事項)があり、単なる形式的条項だけでなく、その設定意図も正確に理解しなければ、真のルール理解とは言えない。その意味では、ルールの正しい理

解とは、ルールの条項とその設定の意図の両者を真に理解することになる。

固有の価値実現の阻止

第三に、スポーツの固有の価値実現、つまり、相対的卓越性についての知識・情報を正確に得ることを不可能にする。意図的ルール違反者は、上記で述べた真の意味でのスポーツ参加者とは言えない。対戦相手がルールを遵守して、真の試し合いの成立に寄与しているのに対して、意図的ルール違反はスポーツ固有の価値実現を阻害している。スポーツ固有の価値実現を求めて試し合いを開始したにも関わらず、この種の行為によってそれが阻害され、相対的卓越性についての正確な知識・情報が獲得できないのである。相手を不正に利用しつ、正確な知識・情報は獲得できない。つまり、チーティングしつ、勝者になることはできないのである。

慣習的理由の不確実性

第四に、慣習的理由は正しさを完全に保証しない可能性がある。意図的ルール違反者は、皆がその種の行為を行っているという慣習的な理由を提示することがある。しかし、慣習的理由というのは必ずしも正しさを保証するものではなく、相対的である。つまり、慣習的理由というのは正しいかもしれないし、正しくないかもしれない。構成的ルールが参加者の同意で決定されるという性質を有するため、当該ルールの変更を同意して行えば不正とは言えないが、慣習的理由でもって、自らの利益のために一方的にルール変更を行うのは不正である。当然、意図的ルール違反者にとっては、相手がルール遵守していればなおさら、ルール違反の効果は高い。だが、意図的ルール違反に対して、すべての参加者が慣習として同じ態度を有していないことが問題なのである。

以上、形式論者が、後述するエートス論を論破する際の理由として、課題の同一性を崩す、禁止行為ルールの設定の意図、精神に反する、スポーツ固有の価値実現を阻害する、

慣習的理由の正しさの保証がないことから、意図的ルール違反は、倫理的な原則である「可逆性の原則」に反する行為と主張され、倫理的には悪事があり、違法と主張されるのである。

川谷もこの形式論(ルール絶対主義)に基づくルール違反について、次のように論じている。「構成的ルールに違反する人は、競技において通常の仕方では負けたのではなく、そもそも競技をプレイすること自体に失敗したという意味で、普通の敗者ではなく、究極的敗者(an ultimate loser)と言われることがある」(川谷¹⁰⁾ p.71)と、ルール違反者が失格者かのように位置づける立場があることを示している。

しかし、こうした法的正義を前面に出す形式論に対して、慣習の観点から意図的ルール違反を論じることができる。それがエートス論である。

4-2. 意図的ルール違反のエートス論

フレイリーを参照して、このエートス論について説明しよう。

フレイリーによると、形式論に対して、エートスを唱える論者たちはいるが、エートスとは何かについてはいろいろな立場があり、その理解も様々であるという。大要すると、このエートス論の根底をなす要因は、公式ルールに対する同意された解釈がスポーツとは何かを理解する際に必要とされるが、いくつかのエートス論では、意図的ルール違反が「ゲームの一部」で社会的に容認されていると解釈する。そして、エートスの意味やエートスへの言及が多様であるとして、その諸論を挙げる。

例えば、「ダゴスティノは、エートスとは『公式ルールが具体的な状況の中でどのように適用されているかを定める黙約』であると言う。リーマンとレーマンは、エートスとは、プレイヤーと観客がルールを理解する仕方であると言う。タンブリニは、『スポーツ実践者のエートスとは、特にプレイヤーによって楽しまれているゲームを理解する場合であるが、ゲームが楽

しんで行われたかについての最適な指標』という。ブッチャーとシュナイダーは、『ゲームへの敬意』から引き出されたエートスを推奨する。ローランドは、本物のエートスについて言及し、モーガンは、マッキンタイアの社会実践として理解されるスポーツ・エートスに賛同する。」(Fraleigh⁵⁾ pp.166-67)がある。

これらのエートス論には、ルールを個々の状況に適用する際の規約(convention)について、主に二つの考え方がある。一つは、参加者間の同意(明示あるいは黙示)によって決定されているものであり、他方は、社会的に容認されたものを超えたもので、たとえば、「ゲームへの敬意」、正義もしくは社会的実践としての内的価値(internal values)と理解されるものである。要するに、スポーツにおけるエートスとは、スポーツの倫理、価値複合体といえるのである。

社会的、文化的容認という意味でのエートスの代表例として、サッカーにおけるマリーシア、マランダラージ、チーティングを取り上げてみよう。

「マリーシア(malicia)」というポルトガル語は、『大辞泉』によると、「悪意、特にサッカーで、試合に勝つためのずる賢さをいう」とある。ブラジル人が日本に持ち込んだサッカー用語と言われているが、その具体例を挙げると、「自分たちのセットプレイに時間をかける」、「相手のボールになった時、すぐにボールを渡さない」、「選手交代をゆっくりと行う」、「相手選手と接触していなくても倒れる」、「接触プレイで必要以上に痛がる」などである。このようなマリーシアは、遅延行為やシミュレーション(simulation)の境界線上の行為で、時には、意図的ルール違反と判定されることもあるし、日本においては、フェアプレイやスポーツマンシップに反する行為と非難される場合もある。

戸塚は、『マリーシア』¹⁸⁾において、これまでの日本において考えられている、あまり良い意味ではないマリーシアに新たな解釈を試みて

いる。彼によると、マリーシアとは、「狡猾さ」だけを指し示す言葉ではない、マリーシアとは、「柔軟性を持った発想力」である、マリーシアとは、「勝つために必要な駆け引き」である、マリーシアは、ブラジル人特有のメンタリティや価値観ではなく、フットボーラーなら誰もがみにつけるべきスキルであるとする（戸塚¹⁸⁾ p.9）。

このマリーシアは、競技の内的目的、つまり「勝とうとすること」に向けて、試合を有利に運び、勝利に近づくための戦術的スキルと考えられている。ただし、ブラジルのサッカーのメンタリティ、価値観を反映しているためにその国民性が出てくる。同じマリーシアでも、ブラジルとアルゼンチンとは理解が異なるようである。それは、マリーシアとマランダラージの違い、つまり、ブラジルのマリーシア、アルゼンチンのマランダラージである。

マランダラージは、上記のマリーシアの例よりもっと狡猾で、汚いプレイと言われる。髪の毛、シャツ、パンツなどを引っ張る、相手のスパイクのヒモをほどく、股間をつかむ、尻を触るなどの行為があるという（戸塚¹⁸⁾ p.109）。

マリーシアとマランダラージとの違いは、マリーシアは審判が明確に確認できる範囲内で行い、エートスからは批判される可能性はあっても、意図的にルール違反を行っているのではなく、ルールの範囲内、解釈内の行為であるのに対して、マランダラージは、審判に見えないところで、罰則を回避しようと秘密裡に、意図的にルール違反を行おうとしている点である。両者とも、審判の構成的ルール判断の限度を越えれば、当然、違反行為となるが、マリーシアが、「狡猾」とすれば、上述のマランダラージは、「汚い」プレイと言われている。

また、このサッカー用語である「マランダラージ」は、チーティングの一種である。一般的には、チーティングは「自分の利益のために人を欺くこと、不正を行うこと」をいう。

チーティングについては諸説あるが、概略、「チーティングとは、参加者らが共有する適正なルール解釈に反し、審判に見つかって罰則にならないようにしつつ、自らやチームメイトが有利になるようにする、意図的な行為である」（Fraileigh⁵⁾ p.168）。

チーティングに対しては、多くが批判的である。それは、チーティングが明文化されたルールへの違反で、相手選手やチームよりも、ルール違反の形で有利さを得るために行われるからであるが、フレイリーによると、「リーマンとタンプリニは、チーティングが容認されるエートスの存在を認め、誰もがチーティングという容認される行為が選択できるため、フェアとはいえないが、共有しているルールの解釈に反しているとは言えない」（Fraileigh⁵⁾ p.168）という。ただし、このような理解は、参加者の間での社会的同意だけから引き出されたエートスが、適切なエートスであるのが前提である。

リーマンが、「チーティングによって、よりおもしろい試合、つまり創造的とも言えるチーティングが登場する試合が登場する可能性がある」（Leaman¹²⁾ p.281）と擁護するのであるが、チーティング自体が、通常、非常に巧みに、うまく行うために、対戦相手、観客、審判が確認できないことがあり、よって、その行為が創造的な試合に貢献したと認識できない可能性がある。

マリーシア、マランダラージ、チーティングは、いずれも対戦相手同士のゲームを判定する審判の存在が前提である。いずれも審判の判断に依存したり、あるいは判断の誤りを期待している。その意味からは、本来、スポーツのあるべき姿、当事者間の「自己統治力」が衰弱しているとも言えるだろう。

5. 終わりに～罰則強化の意味

スポーツの公正を確保するためのルールが存在しているとしても、実際には、意図的あるいは

は無意図的を問わず、様々なルール違反が生じ、公正が破壊され、客観的な枠組みが揺らぐ。その際に、それらがスポーツのエートス、つまり価値複合体の範囲内にとどまっている場合には、単なる批判で終わるのである。しかし、それが一定の限度を超えると、罰則規定の改定問題につながる。

罰則規定は、不当に得られた有利さによる不均衡を是正するために存在する。周知のように、そこには軽微な不均衡から重大な不均衡まで及び、違反の程度によって罰則の軽重が異なっている。

終わりに際し、意図的ルール違反をめぐる形式論とエートス論が併存する中にあって、ルール違反を抑制するために罰則を強化すべきか否かについて考察してみる。

この議論の考察には、近代スポーツがどのようにルール違反に対応してきたかについて、その歴史に学ぶことが役立つだろう。たとえば、1891年に起きた、アソシエーション・フットボールの規則に「ペナルティ・キック」を導入するか否かの論争が思い起こされる¹⁴⁾。周知のごとく、現在では、サッカーのルール内にペナルティ・エリアおよびペナルティ・キックが導入されているが、当時、試合によって生計を立てていたプロスポーツ選手を中心に、選手達がゴール阻止のために意図的ルール違反が多発する問題について議論が行われていた。その議論によると、ペナルティ・キック導入に賛成する人々は、このルールを導入すれば、ゴール前での意図的な違反が減少するという実利面を強調する。一方、このルール導入に反対する人々は、意図的な違反を前提とするルールの制定が、スポーツマンに対するこの上ない侮辱であり、ペナルティ・エリアが、パブリック・スクールの運動場の品位を落とすまで断言していた。

ペナルティ・キックの導入に反対する人々は、ルールに対して意図的にそれを反しないことがスポーツ参加者の資格要件、換言すると道

徳的責務だという。道徳的責務をルールによって規制することなどは、自律しないスポーツマンの輩出を増長すると危惧を抱くのである。

確かに、法による道徳的責務の強制（リーガル・モラリズム）が行われれば、スポーツ参加者内部での自律的な道徳秩序の形成は未熟となる。本来は、スポーツとは何かという理念、価値、意味から、自律的にスポーツ世界の秩序を守るといった道徳的気風（自己統治）が求められるべきである。

かりにスポーツ内の行為に対して、数多くの禁止事項を詳細に盛り込めば、ゲーム内での様々な利害衝突に対して、安易な解決策を自動的かつシステムティックに提供することになる。だがそれが延いては、意図的に違反を行ったり、時には意図的に相手にけがを負わせる行為に対しても、相手の痛みを感じない無感覚人間を形成してしまう可能性はないだろうか。

ルール違反には罰則が伴うので、罰則を甘受さえすれば違法行為の遂行が許されるという風潮はのぞましいとはいえない。しかし、安易な罰則ルールの強化策は過度のパターナリズムを増長し、道徳的に自律しないスポーツ参加者の形成に繋がってしまうだろう。

現代社会におけるスポーツ実践、特に高度な競技スポーツにおいては、確かに意図的ルール違反を黙認、容認する慣習的傾向がないわけではない。しかし、社会で行われるスポーツ実践を教育の場でそのまま繰り返してはいけなく、少なくとも、教育の場で行われるスポーツは、社会の実践よりもよりよいものでなければならない。特に、価値観の形成段階にある学校教育の場においては、体育授業や課外活動を問わず、スポーツの理念、価値、意味を正しく生徒に伝え、優れた文化活動としてのスポーツ世界の創造に寄与する、自律したスポーツ参加者を形成すべきである。我々にとって安易な罰則強化策の前に行うべきことは多々あり、技能に優れた選手・チームだけを目指す弊害に、賢慮（フ

ロネーシス)を働かせなければならない。

本稿では、競技スポーツの意図的ルール違反に関する諸理論をレビューし、さらに違反行為に対する罰則強化についても触れた。

構成的ルールは当該スポーツ種目の法であり、当然、そこへの参加者の行為を規制する。ハートは『法の概念』において法の性質を検討しているが、その中で「法には開かれた構造を有し、境界線上の不明確さは一般的分類用語を使用する限り支払わねばならない代償」と述べる(ハート⁶⁾ p.139)。つまり、たとえルールを設定しても、絶えずそのルール条項の境界線は曖昧になる。それ故、ルール解釈が問題となるのである。別言すれば、ルールによって全ての予測可能な行為を記述することはできない。そのためにルール設定は、行為より先に設定されないで、新しい行為が生じれば、何らかの基準によって規制すべきか否かが議論されるのである。構成的ルールにおいては、当該スポーツの本質に矛盾するか否かによって判断される。当該スポーツにおける新しい行為、戦術や用具改良等々には、その本質に矛盾する範囲と矛盾しない範囲に基づいて判定される。

しかし、意図的ルール違反に関しては、ルールの形式論者の主張から、上述のような理由から問題点が指摘されている。そのため、試合中の意図的ルール違反が頻発すれば、ルール改正を行い、罰則強化等の処置の必要性が迫られる。

その反面、安易な罰則強化にはスポーツ参加者の自律を妨げる可能性がある。またスポーツ本来の精神から言えば、意図的ルール違反という無抑制な行為の発生を防ぐために、特に青少年期のスポーツ倫理教育が最も重要な課題となる。さらにはスポーツの健全なエートスの存在が前提されれば、スポーツ・エートスそのものを望ましくすることが求められるであろう。

この競技スポーツの意図的ルール違反についての議論はまだまだ十分ではない。実践の中に

多様に展開されている戦術選択との関わりからも、さらなる研究の進展・深化が求められている。

注

- *1) バイヤー(K.Baier)はルールという言葉の意味を六種類に分けている¹⁾。それらは、明文化されたルール(regulations)、慣習的ルール(mores)、私的ルール(maxims and principles)、実用的ルール(canons)、習慣的ルール(regularities)、手続き的ルール(rules of procedure)である。
- *2) ゲーム・ルールとスポーツ・ルールとの関わりについては、諸論があるが、少なくとも社会一般のルールの分類枠からすると、両者とも基本的性格を有していると言える。
- *3) スーツは、スポーツの要素として、試合に先立つ目標(pre-lusory goal)、試合中の手段(lusory means)、ルール、試合中の態度(lusory attitude)の4要素を挙げている。試合に先立つ目標というのは、試合がどのような特定の到達状態(a specific achievable state of affairs)になるかを示している。試合中の手段というのは、試合が何を目標にしてい、それを追求する際に認められた手段を示している。ルールというのは、試合中に満たされなければならないすべての条件であり、試合中の態度というのは、試合を存在させるためにルールを受け入れることを示している。(参照:Suits,B.(1973) The Elements of Sport. (In) Osterhoudt,R.G., (Ed)The Philosophy of Sport. C.C.Thomas: Springfield, pp.48-55.)
- *4) 24秒ルールは、NBA史上でも最も重要なルールであり、「ショットクロック(24秒ルール)」と言われる。ショットクロック導入以前のNBAは、一度リードを奪えばひたすらボールを保持することに時間を費やし、ドリブルやパスを回すだけのシーンが

非常に多かったが、このルールの導入により、選手とチームは24秒の間に必ず1回はシュートを打つことを強いられることとなった。これによりドリブルやパス回しだけに費やされていた時間が大幅に短縮され、「スピーディーな攻守」というバスケットボールの魅力が確立されていくことになった。

引用・参考文献

- 1) Baier, K. (1958) The Moral Point of View : A Rational Basis of Ethics. Cornell University Press , pp.123-124.
- 2) Feezell , R.M. (1988) On the Wrongness of Cheating and Why Cheaters Can't Play the Game. Journal of the Philosophy of Sport XV: 57-68.
- 3) Fraleigh, W.P. (1984) Right Actions in Sport : Ethics for Contestants, Human Kinetics. (フレイリー , 近藤良享他訳 (1989) スポーツモラル . 不昧堂出版)
- 4) Fraleigh, W.P. (1982) Why the Good Foul Is Not Good. The Journal of Physical Education, Recreation & Dance, January, p.41.
- 5) Fraleigh, W.P. (2003) Intentional Rules Violations—One More Time. Journal of the Philosophy of Sport, XXX, pp.166-176.
- 6) ハート, 矢崎光圀監訳 (1976) 法の概念 . みず書房 . (Hart , H.L.A. (1961) The Concept of Law. Oxford Univ. Press)
- 7) Hemphill, D. (Ed) (2000) All Part of the game: Violence and Australian Sport. Walla Qalla Press.
- 8) 池田 潔 (1963) 自由と規律～イギリスの学校生活～ . 改訂版 , 岩波新書 .
- 9) 生島 淳 (2003) スポーツルールはなぜ不公平か , 新潮社 ,
- 10) 川谷茂樹 (2005) スポーツ倫理学講義 . ナカニシヤ出版
- 11) 黒田 亘 (1985) 行為と規範 . 日本放送出版協会 .
- 12) Leaman, O. (1988) Cheating and Fair Play in Sport. (In) Morgan, W.J.and Meier, K.V. (Eds) Philosophic Inquiry in Sport. Human Kinetics , pp.277-282.
- 13) Lehman , C.K. (1981) Can Cheaters Play the Game? Journal of the Philosophy of Sport , : 41-46.
- 14) McIntosh, P. (1979) Fair Play. Heinemann .
- 15) 守能信次 (2007) スポーツルールの論理 , 大修館書店 .
- 16) 下田哲朗著 , マリーニョ監修 (2010) サッカー王国ブラジル流 正しいマリーシア . 東邦出版 .
- 17) Suits, B. (1973) The Element of Sport. (In) Osterhoudt, R.G. (Ed) The Philosophy of Sport. Charles C Thomas, pp.48-64.
- 18) 戸塚 啓 (2009) マリーシア . 光文社

受理 2011年 6月15日